

1 更新について

○更新審査の実施

更新対象の屋台のうち、令和6年度以降も営業を希望（申請）した者に対し、屋台選定委員会（審査部会）において、更新の認否を審査する。

福岡市屋台基本条例第27条第3項・第4項（抜粋）

3 市長は、通算期間の延長を申請した公募屋台営業者について、営業状況が良好で、屋台の効用を十分に発揮し、市の魅力を高めている者であって通算期間の延長を行うことが適当であると福岡市屋台選定委員会が認定したときに限り、通算期間の延長を行うものとする。

4 通算期間の延長は、1回目にあっては2年以内、2回目にあっては5年以内の期間で行うことができる。

2 更新審査の考え方

○更新を認定しない者

「更新時の考慮事項」に基づく「一定の事実」が認められ、面接の結果、選定委員会が更新不認定とした者

更新時の考慮事項（規則第26条）

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 指導及び措置の実施状況 | 2 過去の営業状況 |
| 3 営業計画の実現の程度 | 4 屋台の効用の発揮や魅力向上の状況 |

| 考慮事項 | 一定の事実 |
|-------------------|---|
| 1 指導及び措置の実施状況 | 【道路・公園の占用】 ・文書による指導を受けたことがある 【食品衛生】 ・食品衛生法に基づく、文書による指導または処分を受けたことがある |
| 2 過去の営業状況 | ・著しく営業日数が少ない（週3日未満） ※今回はコロナ禍の影響を考慮 |
| 3 営業計画の実現の程度 | ・収支状況が「赤字」である ・「地域貢献」の取組など、当初提出の営業計画と明らかに異なる営業状況が認められる ※今回はコロナ禍の影響を考慮 |
| 4 屋台の効用発揮や魅力向上の状況 | ・同一内容の苦情が複数寄せられ、かつ、屋台営業者への注意喚起後も同内容の苦情が寄せられた場合など、明らかに屋台の効用発揮や魅力向上に反する状況が認められる |

3 面接の概要

- ・面接 : 令和5年11月6日
3名の選定委員で審査部会を設置し実施
- ・面接対象者 : 更新申請者9名
※第2回公募屋台（6名）及び第3回公募屋台（4名）のうち、1名が更新を申請せず。
- ・面接内容 : 「一定の事実」に対する原因分析等の確認のほか、魅力向上のために力を入れた取組とその成果、自己PR等について確認。
- ・審査部会 : 面接と同日
面接を踏まえ更新認定可否を検討、委員3名の合議により審査部会(案)を決定。

4 審査部会案

更新申請者 **9名のうち8名の更新を認定し、1名を認定しない。**

※更新認定者に対しては「通算期間延長決定通知書」、認定しない者に対しては「通算期間延長却下通知書」にて通知する。

5 今後のスケジュールについて

| | 内容 |
|--------|----------------------|
| R5年11月 | 29日：選定委員会(更新認定可否の決定) |
| 12月 | 上旬：決定通知書・却下通知書を送付 |
| R6年1月 | 新たな「一定の事実」の確認(※) |
| 2月 | |
| 3月 | |
| 4月 | 更新(通算期間の延長) |

※更新決定後から令和6年3月31日までの間に一定の事実等が確認された場、正副委員長で対応について協議の上、必要に応じて選定委員会を開催する。